

## 第九議會治安警察法案 (二)

新井勉

### 三 保安条例廃止法案

第九議會治安警察法案考察の前提として、明治二〇年勅令六七号保安条例と同二五年勅令一一号予戒令の施行状況をあらましみた。次はそれらの廃止論をみるのが順序である。保安条例については、元老院の時代にも反対者があり、廃止意見まで提出されたのだが、その存廃を巡り長く論議が戦わされたのは、予戒令の場合と同じく帝国議會においてのことである。

保安条例はみれば分るように、帝国憲法の公布前の法令である。そのことは廃止を唱える立場に恰好の材料を提供した。その効力が憲法施行後も依然持続しているかどうかを疑うことができたのだ。議場での論議は後に一通りみたいと思うが、政府は効力の疑義など全く問題にせず必要とみてはくり返しその四条や五条を発動した。政府からすれば憲法に末尾の一条がある限り何ら問題はないのだ。「法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス」という七六条である。

憲法の末条によりどのような内容の法令も、すべてその後の効力を保証され続けたという訳である。

そのため政府は広く知られるところだが、帝国議會の開会までに大量の立法を急いだ。「鬼のこん間に何とやら」の諺どおり政府に必要な法令を予め公布しておく、議會が容喙してくるのをさげよという段どりであり、各省からの議案が法制局に輻輳したという。明治二三年一月二五日の議會召集までに、民法商法、民事刑事の訴訟法等々を陸續と公布した外、七月二五日治安警察法へと繋がる集會政社法を公布し、九月一八日保安条例や予戒令の廃止に係わる命令の条項違犯に関する罰則の件を公布したのである。序でに最初の議會で保安条例廃止法案がて頃の新聞の一記事を備忘から記しておく。同案は異議もなく可決になると予測した後、「法律第八十六号命令罰則の法律にして猶存せん歟、政府は必要と見る以上は何時にても保安条例同様の命令を発するを得て……故に保安条例廃止は右命令罰則廃止案と相待て、其果を取むるを得べしと某議員は物語れり」。

議 會	會 期	提 出 者	所 屬 黨 派	提 出	議 事	經 過	備 考
第一議會	23・11・29 24・24・3	加藤平四郎	彌生俱樂部	23・12・9	議決	未了	
第二議會	24・11・26 24・12・12	安東九華	大成會	24・11・30	議決	未了	12・25解散
第三議會	25・5・6 25・6・6	野口 斐	彌生俱樂部	25・5・23	議決	未了	
第四議會	25・11・29 26・26・2	魚住 逸治	議員集會所	25・12・3	議決	未了	
第五議會	26・11・28 26・12・12	加賀美嘉兵衛	同盟俱樂部	26・11・28	議決	未了	
第六議會	27・5・15 27・6・6	山田 泰造	彌生俱樂部	26・12・1	議決不要		12・30解散
第七議會	27・10・18 27・10・21	魚住 逸治	立憲改進黨	27・5・15	未了		戰時議會 広島召集
第八議會	27・12・24 28・3・23	德增源太郎	自由黨	27・12・24	議決	28・1・23 否決	
第九議會	28・12・28 29・3・28	武市 彰一	立憲革新黨	27・12・24	議決不要		
第二議會	29・12・30 30・3・24	谷沢 竜藏	立憲革新黨	27・12・24	議決不要		
第三議會	30・12・30 30・12・25	西村真太郎	立憲革新黨	29・3・24	議決不要		
第四議會	31・12・31 31・6・10	竹内 正志	立憲革新黨	29・3・25	議決不要		
第三議會	31・12・32 32・3・9	金山 從革	進歩黨	30・3・5	議決	未了	松隈内閣
第四議會	32・11・22 33・2・23		進歩黨	31・5・21	議決	31・6・4 可決	公316・ 布法610 16・解 號25散

保安条例の存廃は、帝國議會を舞台にして争われた。政府と政党の激しい攻防である。また貴族院でも論戦が行われた。まず見当をつけるため最初の議會から第一二議會まで、廃止法案の提出と両院の議事の結果だけを選んでみ易くしたのが、右に掲げた表である。<sup>(5)</sup>

第一〇議會政府提出のもの外、法案の提出者は所属党派をつけたので明らかのように、一人残らず衆議院の議員である。

廃止法案の提出者とその所属党派について少し註がいるようだ。提出者が複数の場合も煩雑になるのを嫌い、右の表にはその筆頭者一人をあげておいた。党派というのは当然その人が属した党派だ。そしてその際なるべく当該議會での所属をみつめることに努めた。<sup>(6)</sup>

各議會毎の議員の党籍なり所属党派なりが必ずしも確実に掴めないことから、大きな誤りがないと思う。

蛇足を恐れずもう少し註を加えておくと、党派の欄の弥生俱樂部や議員集会所というのは脈絡が分り難い。ともに初期議會衆議院の院内団体のことだ。弥生俱樂部は第一議會の場合に立憲自由党、第二議會から自由党、議員集会所は立憲改進黨とよみかえをする。<sup>(7)</sup>そして印象をいえば、自由党や他の会派は第八第九議會を界にして廃止に熱を失い、対照的に独り改進黨・進歩党系が終始廃止に固執し続けたようだ。保安条例だけでなく、予戒令の廃止の場合も自由党と進歩党の立場の違いは同じである。

その境界線をひいた第九議會というのは、超然主義と藩閥打倒を修正して、政府と自由党が提携して迎えた議會である。序でに少し先走ることになるが、その成果を政府提出法案の成立数でみれば、一度の議會でその前八回分の総数を凌駕したのである。<sup>(8)</sup>

第一議會 帝國議會における保安条例の存廃論を最初の議會から順をおいみていこう。第九議會治安警察法案考察の前段階としての作業であることから、議事内容の大筋を辿ることができればよい。そういう目的だから、議事録からそのまま論議をひく単純な手法で進めてみようと思う。その際演説や討論は勢い冗長な部分が多く、枝葉のみならず根幹を落す場合もあるかもしれないし、逆に恣意の引用によるきりばりの作文にならないようにするため、無駄な部分でも残すことがあるに違いない。——さて明治三十一年一月二十九日、初めて議會が開会され審議が軌道にのると、衆議院に二月九日、弥生俱樂部加藤平四郎が保安条例廃止法案を提出した。<sup>(9)</sup>

その廃止法案提出の理由として提案者が幾つか並べた文書では、次のようにいっている。「現行保安条例ノ各条ヲ案ズルニ、甚ダ嚴酷ニシテ他ノ法令ト緩嚴其權衡ヲ得ザルノミナラズ、斯ル条例ノ存在スルコトハ、却テ内ハ民心ノ和ヲ破リ外ハ国家ノ体面ヲ汚損ス、我政府ガ之ヲ發布シタル當時ノ状況ヲ追想スルニ、当局者モ亦只必要ヲ當時ニ感ジタルノミニシテ、永久不變ノ良法ナリトシテ発セラレタルモノニモ非ザルヲ信ズルナリ、方今ノ現狀ニ必要ヲ見ザル本条例ノ如キハ、速ニ廃止スヘキモノト思考ス」。

一二月一八日の第一議會冒頭、提案者が説明を行い、憲法二二条「日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス」という規定から、保安条例は同条に抵触して無効だという議論もあるが、憲法末条から考えて、同条例は何とか法律の中に入るのだとした。「果シテ然ラバ此ノ保安条例ハ、世ノ中ニ生キテ居ルモノデアル、我々ハ此ノ保安条例ノ範圍内デナクツテハ、住居及ビ移転ノ自由ヲ

得ナイモノト言ハネバナラヌ、然ウスルト、甚ダ誠ニ迷惑ノコトデア  
アル、余儀ナク是ハ廃止シナケレバナラヌ」と次のようにのべた。

「此ノ保安条例ノ全体七箇条ヲ見マスルニ、一箇条トシテ是ハ鄭重  
ニ考ヘタ上ニ考ヲ尽シタモノデアアル、四千万ノ臣民ガ日本ノ法律ト  
シテ遵奉シナケレバナラヌト云フ価値アルコトヲ見出サナイ、余程  
是ハ輕忽ニ成立ツタモノデアアルト云フコトヲ私ハ考ヘルノデアアル」

「今日以後ニ於テ、若シ臨機ノ処分ナレバ、警察官ノ職權ニ於テ、  
或ハ行政官ノ職權ニ於テ、若クハ憲法第八條九條ノ天皇ノ御特權ニ  
於テ、如何ナル場合ト雖モ、之ヲ防遏スルコトガ出来マスノニ、斯ル  
法律ヲ設ケテ、存在セシメテ置イテ、日本國ニ生レテ居ル者ノ人心  
ヲ繋イテ行カウト云フハ甚ダ宜シクナイ、之ヲ存在スルコトハ、私  
ガ即前ニ申シマス通り、日本國ノ汚点デアアル、誠ニ美ハシイ日本  
云フ顔ヘ泥ヲ塗ラレテ居ル感ヲ抱イテ居ルモノデアリマスカラ……  
日本國ノ中ヨリ保安条例ヲ退去セシメヤウト云フ考」だと結んだ。

ただ一人議員集会所大津淳一郎が反対意見をのべた。それもまず  
「此ノ議場ニハ一種ノ感情ガアツテ、此ノ衆議院ト云フモノニハ、  
一種ノ感情ニ支配セラレ」云々と語りだしたことから、議場騒然。

「今茲ニ立法部ガ成立ツテ、我々が完全ナル法律ヲ拵ヘヤウト云フ  
今日ニ當ツテ、此ノ保安ノ条例ヲ不都合ト見ルナラバ、之ニ対シテ  
適當ナル改正ヲ加ヘネバ、立法部ヲ保ツモノト云ハレマセウカ……」  
「緊急命令ヲ発スレバ如何ナルコトデモ出来ルト云フガ、緊急命令  
杯ヲ発セラレナイノハ、此ノ立法部ノ我々が希望スル所デ……此ノ  
緊急命令ニ依頼シテ一種ノ感情カラシテ、保安条例ヲ廢シテ仕舞ウ  
ト云ウノハ、諸君ハ如何ナル考カ大ニ怪ムベキ」だときめつけた。

二月二日には、二読会三読会を省略、今度は何の論もせずに  
すぐ採決、満場一致に近い賛成で廃止法案が可決されたのである。<sup>03</sup>  
民党は議會に臨んで、同法案の衆議院通過に少しも危惧を抱かずに  
いたので、違憲論をくり広げることを初めに自分で放棄して平然。  
改正すればすむという廃止反対論がでて、全廃を叫んできく耳を  
もたない。というのは明治二〇年一二月の記憶がなお鮮烈であり、  
議員は誰も保安条例に等しく反発していた。同条例に対する反発の  
「感情」が議場に渦まいていた。予想どおりの結果だ。

衆議院が廃止法案を可決して僅か二〇日、翌二四年一月一三日、  
山県内閣が保安条例四條を發動したことは、既にみた。翌一四日は  
先般来の予算案全院委員会の會議に先だち、弥生俱樂部鈴木昌司が  
同條例執行解除の建議をするため緊急動議を提出した。<sup>04</sup>

議員集会所大養毅が「私ハ此ノ緊急動議ニ大賛成デアリマス……  
發議者ノ趣意ニハ大不賛成デアアル大反対デアアル」とのべたように、  
予算案審議を巡り民党内部の硬軟両派の対立に院外で壯士が横行、  
それをみて警視庁がした一掃策に対しては、議員の足並が乱れた。

「私ハ此ノ今憂國ノ志士ガどうトカ云フ辞ヲ耳ニ入レタガ……社会  
ノ平和ヲ破リ國家ノ治安ヲ乱ル暴民デアアル、乱民デアアル、此ノ暴民  
乱民ニ対シテ、警察權ノ及ブ丈取締リヲやラレルノハ素ヨリ希望スル  
所デアアル、併シナガラ……衆議院ハ先キニ大多數ヲ以テ、保安条例  
廢スベシト云フコトヲ議決シタノデアアル、未ダ上院ヲ通過シナイ、  
未ダ 天皇陛下ノ裁可ヲ經ナイト雖、たつた先日衆議院ニ於テ削除  
ヲ議決シタコトヲ眼前ニやラレタノハ、政府ガ德義上ヤルベキ事柄  
ノモノデアナイ」という大養の外、賛否両論。投票が行われた結果、

黒球一一九に對して白球八四で、同條例執行解除を政府に建議するため特別委員を設置する議案は、否決されたのである。<sup>105</sup>

閉会日の三月七日、貴族院は、衆議院が提出してきた廃止法案の第一讀会を夕方ようやく開いた。そして侯爵中山孝麿が発言して、「此法案ヲ廃棄スルト云フコトハ未ダ時機早シト認メテ居リマス、現ニ衆議院ニ於テ廃棄シマシタル後政府ハ必要ヲ認メテ屢々法律ノ執行ヲナシテ居ルコトナレバ無論未ダ時機早シト認メテ居リマス」という論がでた外は、何の論もなく散会。政府提出の議案を先に審議せよという議院法の規定があるといえ、同法案はすておかれて冷たく葬りさられた。政府はその間二度まで保安条例を施行して、衆議院議員をゆさぶり分断した。他方伊藤を議長とした貴族院は、「憲法の柱石」としての役割を何もしないことで果したのである。

第二議會 衆議院では開会後間もない明治二四年一月三〇日、大成会安東九華が保安条例廃止法案を提出。翌月五日が第一讀会。「此條例ハ全体非常ニ備ヘル所ノ特別法デゴザリマシテ、一時匆卒ノ際ニ成立ツモノト存ジマス、甚ダ不完全ナルモノデアリマシテ、其上甚ダ条項モ嚴酷ニ涉リマス、尚ホ日本人民ノ權利上ニ關係スル様ナコトモアル様ニ認メマス、夫レデ是ハモウ速ニ廃スベキモノト存ジマス、……之ヲ廃サズニ置キマスルト、又一時僅小事ニ昨年ノ如ク聊カ政治家ノ頭ノ上ニ「ステツキ」ガ廻ハルトカ云フコトデ、濫用スル様ニナリマスルハ、実ニ或ハ國家ノ体面ニ関スルコト、モ考ヘラレマス、甚ダドウモ不要ナモノト考ヘル」というのである。<sup>106</sup>

内務次官白根專一が「事實ニ必要ガアルナラバ法律ハ存シテ置カナケレバナリマセヌ、若シ法律ガナカランニハ、拵ヘニヤ、ナラヌ

位ノモノデアリマセウ」と前おきしてから、第一議會の衆議院内外の暴行事件や騒動と、その後二、三地方の暴行の例を数えあげて、「何ントカ彼ノ輩ノ跡ヲ絶ツ様ニ致シタイト云フコトハ、本官ハ実ニ孜孜勉勵シテ勤メテ居リマスガ、奈何セン未ダ其跡ヲ絶チマセヌ、……又イツ何時ドンナ椿事ヲ出来スルカモ是ハ期シ難イ」ことだ。

「一月ノ十三日ニハ……現在必要ノ事ガ出来テ已ムヲ得ズ此案ヲ施行シタコトデアリマスル、其翌日十四日ニ當院ニ於テ緊急動議ガ起リマシテ、実行ノ解除ヲスルコトノ議ガ起リマシタ、其時分ニ當リマシテハ解除スルコトハ否決トナツタデアリマセヌカ」と巧みに論詰して、保安条例の存廃について議員の熟考を求めたのである。<sup>108</sup>

それが効を奏してか「此法律ト云フモノガ唯空シクアルモノデナクシテ、必ズ必要ニ依ツテ存在スルモノデアリマスレバ、其必要ガ除カヌ中ハ決シテ廃セラレヌデアリマス」と政府委員と同じ論理の反対がでたものの、後の讀会を省略して、廃止法案を可決した。<sup>109</sup>

貴族院は二月一二日に第一讀会を開会。白根次官が廃止法案に對して前と同じ理由を並べたてて反駁した。憲法問題については、「熟々我憲法ヲ見マスルニ我憲法ハ臣民ノ自由ヲ制限スルニハ必ズ法律ヲ以テセネバナラヌ、……其自由ハ絶対的ニ制限スルコトハナラヌト云フコトハアリマセヌ」から憲法の精神に背反してない。安藤則命が質問の中で、「現行法律ハ如何ナル罪人ヲ拘引スルモ夫々手順ヲ尽シ又証拠モ得テサウシテ調アルト見エマス……此保安條例ハ人民ノ思想ニ立入ツテ想像ヲ以テ拘引シ其上一応ノ取調べモ致シマセヌ……実ニ現行法律ノ精神ニ大反對シテ居マス」とのべたが、政府委員がただ一蹴。審査委員を選んだが、解散により審議未了。<sup>107</sup>

第三議會 激しい選挙干渉の後に開かれた議會では、両院が政府に対して責任を追及。貴族院は政府に善処を希望する建議を行い、衆議院は政府に退陣を促す決議をしたので、松方内閣は高圧姿勢で議會に停会を命じた。停会中明治二五年五月二二日の保安条例四條の施行は、既にみた。そのため衆議院では再開された五月二三日、弥生俱樂部野口聚と議員集会所加藤政之助が廃止法案を提出した。

三日後の第一読会、まず野口が「去ル二十一日日本条例ヲ施行スルニ当リマシテ、京城三里以外ノ逐客トナツタモノハ我民党ニハ殊ニ多ウゴザイマシテ、彼ノ吏党ニ至ツテハ少ナカッタノデゴザイマス、先ツ何故ニ斯ノ如ク我民党ニハ多ク致シマシテカラニ、彼ノ吏党ニハ少ナイカ、思フニ專制主義ノ腦髓ヲ以テカラニ、專制政体ノ遺物タル法律ヲ行フ故ニ、斯ノ如キ不公平ガ起ルノデアルト考ヘル」。

次に加藤が続けてのべるには、保安条例は内乱や陰謀により帝都の危急の場合に行うに適するが、尋常の場合に適するものでない。

「我今日ハ如何ナル時勢デゴザリマスカ……所謂言論ヲ以テ武器トシテ道理ニ由ツテ争フノ時代デアアル、縦令内閣員ト雖モ道理ニ背イタコトガアルナラバ、輿論ニ背馳スルナラバ、此責ヲ負フテ退カネバナラヌ、……近頃僅ニ幾人カノ若キ者共ガ議員ノ頭ヲ二三度擲ツタトカ、或ハ幾ラカノ強イ言葉ヲ以テ脅迫ヲ加ヘテ見タトカ云フ位ノ些細ナル事実デアアル、此些細ナル事実」で施行の必要があるのか。

内務次官白根専一。多数の壮士の存在を盾に存続論を主張して、第一議會の緊急動議は「慥カ八十幾ツト百二十幾ツテ大多数ヲ以テ否決致シタコトデアアル、然ラバ立憲政治ニアツテモ矢張解除シナイ方ガ宜イト云フコトヲ認メテ居ラル、コトハ、現在アルデハナイカ」。

施行が不公平というが「民党が多イヤラ吏党が多イヤラ、如何ナル者ガ民党ト云フカ、吏党ト云フカ、其辺ノコトハ随分差別ノ六ケシイコト、思ヒマスガ、能ク民党ハ百十五人トカ、吏党ガ何人トカ云フ様ナ計算ガ立チマシタノニハ、本官ハ甚ダ感服」したという答弁。

廃止論は議員集会所橋本久太郎が登壇して「民党ガ今日ヤル事ハ不穩当ノ事カ、穩当ノ事カト言フト、実ニ穩当ノヤリ方ニ違ヒナイ、皆道理ヲ以テ政府ノ不都合ヲ責メ、道理ヲ以テ今日ノ政府ノ非政失行ヲ咎メテ居ル……モノニ、ソレニ此保安条例ヲ行ハナケレバナラヌト云フモノハ、即チ此今日ノ場合ニ至ラシメタ者ノ罪ト言ハザルヲ得ヌト思フ」と政府を厳しく攻撃した中で、次の懸念を表明した。

「今日ノ如ク政府ハ卑怯未練ニモ保安条例ヲ実施スベキ場所デナイノニ、之ヲ実施スル位デアルカラ、之ヲ存シテ置タナラバ、他日ノ場合ヲ恐レル、彼ノ選挙干渉ノ場合ニハ実ニ政府ハ甚シイヤリ方ヲシタ、予戒令ヲ実施シテ不公平不都合ヲ極ハメタ勸ヲシタガ、此保安条例ヲ置タナラバ又政府ガ之ヲ利用シテ他日議會解散等ガ万一アツタ時分ニ、之ヲ実施シテドンナコトヲヤリヨルカ分ラヌト思フ」と。

存続論も一つでた。衆議院の多数の議員が壮士を使嚇しているという事実を指摘して、廃止法案を時機尚早と退ける意見であるが、政府委員の無責任な答弁に怒り、衆議院は同法案を即日可決した。貴族院では六月一日、第一読会を開会して、一言の議論もなしに、前回と同じようにして同法案の審査委員の選挙を行い、今回はその委員会を一度は開いたものようであるが、会期終了で審議未了。衆議院が連続して三度廃止を可決したにもかかわらず、政府の期待どおり貴族院の握り潰しに敗れたのである。

## 第四議會

元勲総出の政府の下開かれた議會の劈頭、明治二五年二月一日に首相代理井上内相が施政方針を演説した。そしてまず「憲法ノ条章ニ遵由シ、行政百般ノ機關ヲシテ憲法的ノ動作ヲ為サシメ以テ益々其改善ヲ図リ上ハ宏謀ヲ遵奉シテ國家ノ基礎ヲ鞏固ニシ下ハ人民ノ權利ヲ保全シテ其慶福ヲ増進」するといふ立憲派伊藤の内閣らしい言辞が、衆議院の議場において朗読されたのである。

衆議院では翌々日、議員集會所魚住逸治、弥生俱樂部愛沢寧堅、同盟俱樂部伊東祐賢、三人が連名で保安条例廃止法案を提出した。

二月一〇日の第一読会では愛沢が登壇し、提案理由を今更詳しく論じなくても議場を通過すると確信するが、政府にいいたいとして「万が一現内閣ニ於キマシテモ矢張專制時代ノ余弊ヲ改ムルコトが出来マセズシテ、議會多數ノ傾向ハ如何アルニモ拘ラス、前内閣及前々内閣ト同様ノ意見」であれば頗る不都合であらう。というのは井上内相が明言したではないか、「憲法的ノ動作ヲナサシムルトハドウ云フコトデアルカ、即チ輿論ニ從ツテ政治ヲナスニ外ナラザルコトデアラウト思フ、又人民ノ權利ヲ保全スルトハドウ云フコトデアルカ、苛虐ナル法律ノ下ニ吾人ヲ待タナイト云フコトニ外ナラザルコトデアラウト考ヘマス」から羊頭狗肉でないよう希望した。<sup>28</sup>

内務次官渡辺千秋が反論した。「政体ノ變遷ハ近年御承知ノ通デアル、然ル上デ人民ノ政治的於テノ活動ノ度ヲ高メタコトハ、諸君モ御承知ノ通デアル、左スレバ或ハ恐ル公權ヲ濫用シテ秩序ヲ紊ルコトモ尠カラヌ、國家ノ安寧ヲ害スルコトモ鮮カラヌ訳デ……今日ノ政府ハ、益々之ヲ嚴密ニ監督ヲ加ヘ、斯ノ如ク公權ヲ濫用シ秩序ヲ紊ル加キモノハ十分ノ取締ヲ致シテ、此監督ヲ今日ニ保持セザレバ

其帰スル所何レニ至ルカ知レマセヌ……不生産的ノ徒ガ、此秩序以内ニ安ズルコト能ハズシテ、徒ニ色々ノ志ヲ逞フスル場合ニ於テハ、實ニ秩序ノ變更ヲ求メルモノデアアル、秩序ノ變更ニ大ニ冀望スルデアルカラ、之ヲ今日ニ防ガザレバ遂ニ其底止スル所何レニアルカ……誠ニ此人民ノ政治的ノ活動、理財的ノ競争ノ甚シキニ至ル場合ニハ此秩序ヲ保護スルニハ此条例ガ甚ク必要ナモノデアリマス。<sup>29</sup>

不生産の徒の跋扈はともかく、政治運動の昂揚を存続理由としてあげたことについて、弥生俱樂部加藤喜右衛門から当然質問がで、「政治的ノ動作ガ高マルカラ悪ルイ、高マルタメニ保安条例ヲ置クト云フノデアリマスカ」ととわれ、続いて同じ所屬の折田兼至から、「現政府ハ又第三総選挙ノ時ニ方ツテ、前政府ガ為シタ如キコトヲ学ンデ、唯一方ニミ保安条例ヲ実施スレバ宜イト云フ精神ヲ以テ、此保安条例ヲ維持シヤウト云フノデアルカ」ときかれ、政府委員は公權を濫用してはならないとか、全国一般に行うものだとか答弁。「外ニ社会ノ秩序ヲ保ツ丈ノ政府ニ於テ手段ガナイカ」の追及にも「手段ハアリマセヌ」としたが、衆議院は、今回も即日可決した。<sup>30</sup>

貴族院は二月一六日に第一読会を開會。審査委員の選定を議長に委ねて、その際特に「世人ヲシテ貴族院ハ卑怯ナル握リ潰シノ策ヲ執ツタト云フ考ヲ懐カセルコトハ貴族院ノタメニ甚ク遺憾トスル……薄命不幸ナル議案」に一週間の審査期限をつける動議が成立。そのため同月二一日の會議で、委員長子爵岡部長職が報告して、「審議ノ末委員ニ於キマシテハ大多數ヲ以チマシテ保安条例ハ今日ニ於テ全廢スルハ社会情勢ノ許サズル所ト云フノ理由ヲ以チマシテ」衆議院提出廢止法案に賛成することができないと決したとのべた。<sup>31</sup>

右の報告には公爵近衛篤磨が、「唯今委員長ノ説明ヲ聞キマシテモドウモ要領ヲ得マセヌ、特別委員ハ一週間ノ内ニ何ノ調査ヲサレタカラ訝ルデアリマス」と不満を表して二日間ノ再調査を希望した。続いて子爵関博直も、その報告は「ナゼ之ヲ許サザルカト云フ要領ヲ得マセヌ、果シテ我が社会目下ノ状況ハ如何ノ有様デアル、斯ル有様デアルカラ此保安条例ヲ全廃スルコトハ出来得ラレナイト云フ理由ノ御報告ハナイ」として再調査に賛成したのだが、採決をした結果は少数の賛成しかえられず、近衛の動議は消滅したのである。

子爵谷干城が登壇、保安条例は明治二三年憲法政治の実施により消滅したと考えていた「所ガ初度ノ議會ニ於キマシテカラニ、豈ニ凶ラムヤ衆議院ノ方ハ之ヲ存立シテ居ルモノト認メテ或ハ廃止案ヲ出シ、遂ニハ又夫レヲ実地ニ行フト云フ様ナ事柄ニナリマシタカラ本員ノ考トハモウ既ニ大イニ反対」である。憲法七六条の反対解釈から憲法に矛盾する法令はきえてしまはずであるが、その二四條「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ」とあるのに「所ガ此保安条例ハドウデアリマスルカ……退去ノ命ヲ受ケテ期日又ハ時間内ニ退去セサル者又ハ退去シタルノ後更ニ禁ヲ犯ス者ハ一年以上三年以下ノ輕禁錮ニ処シ仍五年以下ノ監視ニ附ス、ドウモ酷イ罪デアリマス、所ガ之ヲ一言ノ訴願ヲスルコトモ何スルコトモ出来ナイ、矢庭ニ引ツ捕マヘテ之ヲ禁錮スルト云フ訳デアル、所ガ今申ス通り憲法ノ二十四條ニハ……」、分リマシタカ、夫レヲ奪フテ仕舞フテ居ル、……憲法二十四條ト七十六條ト引合セテ見タナラバ、此保安条例ハトウニ死ンデ仕舞ツテ居ル、之ヲ今日ニ作用スルコトト云フモノハ即チ憲法違反デアル……」。

その外不都合の箇条は「警察官が必要ト認メルトキハ之ヲ禁ズルト云ヒ或ハ治安ニ妨害ノ虞アルト認メルトキ云々内閣ガ臨時必要ト認メルトキハ云々、是レハ認メルト云フテ是レ程ヒドイコトヲスルコトハ既ニ憲法ノ精神ニ背イテ居ル、又安藤君ノ言ハル、如ク法律ノ精神ニ背イテ居ル、認メルト云フコトニ就テハドウ鑑定ガ附クカ……認メルト云フコトハ實ニ危イモノデ、決シテ今日ノ憲法政治ニナツテカラニ認ムルナドト云フコトヲ以テ妄ニ人ヲ束縛スルコトハ出来ルモノデナイ」と強調して、その根拠として同じく憲法二三條「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ」の規定をあげて「是レ程明瞭ニ掲ゲテアルコトヲ警察官ナドノ想像ヲ以テアイツハ謀叛シサウナ奴ダ、アイツハ皇居近クニ妄ニ置カレヌト云フコトヲ以テ、矢庭ニ斯ウ云フ処置ヲスルコトハ專制政治ト云フテモ是レハ余程ヒドイ話デ……今日憲法政治ノ上ニ於キマシテハ決シテ是レハ成立ツベキモノデナイ」とのべ、終りに特に「此皇居又ハ行在所ナドト云フハ、日本ナドニ決シテ皇室ニ対シテ不逞ヲ働ク者ハナイト認メテ居リマス、若シ有ルニシテモ、無イト認メナケネバナラヌ、国体上認メナケレバナラヌ、夫レヲ以テ斯ウ云フモノニ掲ゲルト云フノハ洵ニ国体上カラ云フテモ不都合千万」のもので、衆議院の議決どおり廃止するのが「至当ノ道理」であり、「妄ニ唯言合セテ立チマスル不同意ハ洵ニ院ノ体面」に関わる<sup>80</sup>。

安藤則命が登壇し、保安条例は明治二〇年一月二十六日の元老院の検視の際一同が不服を唱えたことがあり、翌二一年九月二四日の議官井田謙の廃止意見提出の際も多数の議官が賛成したとのべて、既に少しはふれたが、第二議會以来の同条例の廃止論を展開した。



「保安条例ノ精神ハ人民ノ貴重ナル權利ヲ重ンゼズシテ行政警察官ガ人民ノ思想ニ立入り唯想像ヲ以テ之ヲ拘引シテ一言ノ取調モ致サズ直ニ之ガ退去ヲ命ズルカラシテ若シ又其刑ニ服セザルトキハ、期限ヲ外シマスレバ、過ギマスレバ刑法ヲ以テ論ズル……斯様ナル所ハ私ガ飽クマデモ刑法ニ触レテ居ル」遺憾至極のことと考えている。

「今一箇条ハ第四條デ即チ保安条例ノ主眼ト見エマス皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄留スル者ニシテ……此皇居又ハ行在所ト云フ文字ハ甚ダ私ハ穩ナラヌ文字ト考ヘラレマスガ、此文字ヲ立テタルニ付テハマア畏レ多キコトナガラ皇室ニ対シ奉ツテ何か不敬ヲ懷ク様ナ恐ヲ生ズルタメニ設ケタ様ニ見エマスガ、実以テ容易ナラザル文字ト私ハ信ジマス……又斯様ナ目ニ遭ヒマストモウ一ツ激心ヲ生ジテ又再ビ出テ来タトキニハ死ヲ以テ、皇室ノ御名ヲ以テスルト云フ心配ヲスル、其事ヲ當時私ハ断然述ベマシタ、警察ガ十分力ヲ籠メサヘスレバ夫レガ即チ生キタル保安条例デアル……」と。

保安条例が憲法違反であるという非難に、法制局長官末松兼澄が弁明して、二三条刑事手続の法定違反には、「是レハ非常ノ場合ニ適用スル法律デアリマスカラ或ル手続上ニ於キマシテハ普通ノ方法ト違ヒマスルニセヨ其効力如何ト云フコトニ至レバ刑法モ法律此レモ法律デアルカラ……特別法ヲ布イタ上ハ特別法ガ効力ヲ有ツ」。

二四條裁判をうける権利の侵害に対しては、「アレヲ裁判スルニハ普通ノ裁判官ノ裁判ヲ受ケヌ様ニ仰ツシヤルガ、是レハ矢張り夫々裁判ノ手続ヲ經テサウシテ裁判官ガ宣告スル訳ニナツテ居リマス」としたが、明治二〇年々末の際には裁判したのかと谷に尋ねられると「アノ時ノ事ト云フノハ其事ハ私ハ一々見タ訳デモゴザイマセヌ」。

ただ一人細川潤次郎が存続論を陳述して、廃止論者の嫌う警察の「手心地ニ依ツテ左右セラル、ト云フ此危険ナ穩当デナイト云フ様ナコトハ丁度夫レガ一種ノ妙ナル所デアアラウカト思フ……此四條ガ最モ其保安条例ノ精神ノ注イデ居ルモノデアルト認メマスト云フト丸デ其警察官ニ一任ヲ致シテ居ル精神ト見エマス……即チ云々スルト認ムル所ノモノハ云々、其認ムルト云フコトノ權ヲ警察官、即チ其上等ニ位スル所ノ警視總監ニ委ネテアル、サウ云フ其權限委任ト云フ委任状ノ如キ一種ノ法律デアリマスカラ尋常ノ刑法ナドヲ解釈スル所ノ判断デハ是レハ決シテ能ク了解スルコトノ出来ヌモノデ、その用い方次第で社会のためにも暴政にもなることから警視總監の人選が極めて重要だ。同条例の施行の際ある友人が奥国シユタインに質問したところが、「夫レデ宜シイ……警視總監タル所ノ人……此人ヲサヘ能ク得サヘスレバ決シテ危険ノ虞ハナイ筈デアルト云フコトヲ申サレタ」が、人をえて権限を濫用しない限り有益である。

政府委員も細川も、廃止論の根拠の一つで、「皇居又ハ行在所」の文字が国体上問題だとした点は、全く言及していない。既に刑法に謀反大逆の規定をおいた以上は、今更とりあげるまでもないのか。因に新律綱領の編纂で副島種臣が「本邦の如き、国体万国に卓越し、皇統連綿として古來かつて社稷を覬覦したる者なき国においては、かくの如き不祥の条規は全然不必要である」と削除したのである。

それら議論に続き、三浦安が廃止論から、今般政府は施政演説で「政府ハ務メテ憲法ノ範圍内ニ於テ進行スル」としたこと、憲法より前の法令は、「憲法ト抵触スルヤセザルヤト云フコトハ、余程今日丁寧ニ丁寧ヲ加ヘテ政府ニモ処置ヲセヌナリマセヌ時」だ。

「十分丁寧ヲ加ヘテ考ヘテ見マスレバ此保安条例ト云フモノハドウアツテモ憲法第二十三条第二十四条ニ対シテハ衝突ヲシマスルモノト言ハザルヲ得マセヌノデゴザリマス……以前カラ法律テ定マツテアルカラ宜シト云ツテ強テ引当レバ言葉ハ附キマスルガ、其精神ヲ考ヘテ見マスレバドウモ警察官ノ思想ノミヲ以テ其是非ヲ冥々中ニ決断シテ其臣民タルモノヲ逮捕監禁審問処罰スルコトニ当リマスルガ、或ハ其他ノ事ニ付テ処置ヲスルト云フコトハドウシテモ是レハ憲法ノ精神ニハ合ヒマセヌ……、ドウモ法律ト云フモノニシテ手心得イケル見計ヒデイケルト云フコトノ妙ナモノヲ存シテ置クト云フコトハドウモ憲法ニ対シテナリマセヌノデゴザリマス、是レハ憲法発布以前デアリマシタカラ此様ナ妙ナコトモ出来マシタケレド……憲法政治ニナリマシテ之ヲ実施ニナリマシタ以上ハ法律的ノコトハ飽マデモ明白正大ニシテ裁判官ヲ初メ裁判ハ勿論ノコト今日万般ニ処スル行政官ト雖モ即チ法律ニ基イテ法律以外ニ走セルコトノ手心得妙ナコトヲサセヌト云フノガ憲法実施ノ効能デアラウト思ヒマス」

「今日此廃止案ノ出マシタノハ何ヨリ仕合ノコトデア行政官タル所ノ總理大臣ニ於テスラ務メテ憲法ノ範圍内ニ於テ進行スルト云フコトデアレバ帝國議會ハ立法權ヲ協賛スル所ノ權利ヲ以チマシテ、立法ヲ協賛スル大權ヲ輔佐致シマスル貴族院ニシテ別シテ憲法ト比較較シマシテ憲法ニ少シテモ相反シマスル様ナモノハ或ハ之ヲ修正シテ矯直シ或ハ甚シキハ之ヲ廃止スルト云フコトハ議院適当ノ義務」と思フので、保安条例廃止法案を両院合同して可決するべきものだ。

採決し氏名点呼をした結果は、出席総数一五〇人中、廃止法案を可とする議員は四〇、否とする議員一一〇で否決されたのである。

第五議會 明治二六年一月二八日の帝國議會開院の式の當日、衆議院では同盟俱樂部加賀美嘉兵衛と無所属山口千代作が保安条例廃止法案を提出した。三日後の一月一日、弥生俱樂部山田泰造も同じ法案を提出した。同月六日には加賀美外一名が提出した法案の第一読会が開会され、山口が提案理由を簡単に説明したのである。

「一体此法律案、条例ト云フモノハ、既往ニ遡ツテ考ヘテ見マスレバ、随分此社会ニハ慘毒ヲ流シテ居リマス法律案デゴザリマシテ、成程專制治下ニ在ツテハ或ハ必要ナ法律案カ知りマセヌガ、最早今日ノ如キ立憲政体ノトキニ於キマシテハ、此法律案ノ、条例ノ必要ガアルカナイカト云フコトハ、私ガ喋々論ジマスル迄モナイ」のだ。

法制局長官末松謙澄の反論も短いものだ。「明治二十三年ヲ期シテ議會が開ケタ以上ハ日本ハ立派ナ立憲國ニナツテ……人民ガ文明ノ議論ニ進ムト云フコトヲ期シタノデアリマス、併ナガラ……一期以來ノ状況ヲ見マスルト、議員諸君ハ、我々モ同ジコトデアアル、公明ナル議論ヲシ、高等ノ立派ナ理論デ此世ノ中ヲ進メテ往カウト云フニ、其裏面ニ向ツテハ如何ナルコトガ続タトシテ起リツ、アルカ、將ニ起ラントシ、既ニ起ツタコトガアルガ、度々斯様ナコトガアル、今日ノ時勢デハ此法律ヲ廃止スルコトハ出来ナイト云フ、私ハ十分感覺ヲ持ツテ居リマス、而シテ政府ニ於テモ其考デアリマス……」擁護に努めたものの、衆議院は、今回も即日可決をしたのである。

貴族院は一月九日に第一読会を開いた。まず侯爵醍醐忠順が、「今以テ是レガ極不必要トモ感ジマセヌガ、先ヅ暫ク歲月モ経テ、党派モ幾分カ緩ミモシ左程騷擾ノ様ニモ考ヘマセヌガ、マア斯様ナコトヲ数度衆議院カラモ提出ナリマスルニ毎々本院デ通過致シマセヌ

モ民望ニモ副ハヌ訳、且又物ニハ程度ト申スモノモアリマス、イツマデモ墨守スル理合デモアルマイカ……今回ハ通過ヲ希望<sup>(43)</sup>した。続いて安藤則命が、「既ニ今日ハ憲法モ布カレタリ、帝國議會モ開ケタル訳デアリマス、之ヲ永久据置ク御見込ハ政府ニ於テモドコニアリマスカ」として保安条例を必要とする理由の説明を求めた。政府委員末松謙澄は、「近年ノ情況ニ於キマシテ視察致シマスルニ目今ニ於テ之ヲ廃止スルコトハ出来ナイノデアアル、目今ノミナラズ将来ト云フコトモ……イツナラバ廃メラレルト云フコトヲ御約束ヲ申シテ置クト云フコトハ出来マセヌ……彼是社会ノ裡面ナドヲ色々々觀察シタ所デ今日保安条例ヲ衆議院ノ如ク全廢致シテハ甚ダ治安上ニ於テハ心元ナイ」から政府は全廢に反対の意見であるとのべた。「私ハ行政警察官ノ精神ガ生キタル保安条例ト見テ居リマス、行政警察官ノ精神ガアル故ニ有名無実ナル此保安条例ヲ据置カレルノハ却ツテ大害ヲ醸スノ基デアリマス」と安藤が考えを披瀝してから、例の四条の皇居または行在所の語句について重ねて委員に質した。「甚ダドウモ当ヲ得ザル文字ニシテ皇室ニ對シ奉ツテ仇ヲスルモノヲ退去セシメル様ニナツテ居ル、此不穩当ナル文字ヲ殊更ラニ此ニ記シテアル、此必要ノ点ハドウ云フ次第」なのかに末松が答えて、「現行ノ法律ハ共ニ遵奉シマスルノデ、夫レデ政府モ議員モ共ニ現行ノ法律ニ付テ解釈ヲ下スノデアアル、現行ノ法律ノ文字ガ不穩デアルトカ不穩デナイトカ云フコトヲ一々委員ガ答弁スルモノデ<sup>(44)</sup>ない。二人の質疑応答の後、審査委員の選定が今回も議長に委託された。委員が選ばれ委員会ではきたが、政府が対外硬派に對抗して議會を二度停会し停会中衆議院を解散、貴族院は停会が続いて審議未了。

第六議會 第七議會 明治二七年一度目の総選挙は、三月一日に行われた。五月一日に議會が開会になると早速当日、衆議院では立憲改進黨魚住逸治が保安条例廃止法案を提出したが、議事日程に上ることもないまま、六月二日の再度の解散により全く審議未了<sup>(45)</sup>。対外硬派に自由党も加わり前年末の解散を非難する決議案を可決、更に内政外交上政府責任を追及する上奏案を可決したためである。明治二七年二度目の総選挙は、日清戦争下の九月一日に行われ、大本營のある広島に翌一〇月一日に召集した議會は、一八日から一週間と定められた。戦時議會というので、政党は政府攻撃を中止して僅か四日で議事を終了した。その間政府の提出した臨時軍事費予算案と関連の法案、同じく緊急勅令の承諾議案を審議した外は、貴族院議員からも衆議院議員からも一つの法案も提出していない<sup>(46)</sup>。第八議會 日清の戦争が大勢を決して明治二七年一二月二四日、元の東京で議會が開会されると早速その日、衆議院では保安条例の廃止法案が同時に三つ提出されたのである。自由党徳増源太郎が、立憲革新党武市彰一と無所属漆間民夫二議員が連名で、立憲革新党の四議員、谷沢竜藏、西田忠之、加賀美嘉兵衛と沼田宇源太が名を連ねて提出したのだ。翌二八年一月一〇日、徳増提出法案について第一読会が開会され、提案者が登壇してその提出理由を説明した。「我帝國議會開設以来年ヲ重ヌル五回、議會ノ開会ハ八回デアアル、然ルニ未ダ斯ノ如キ專制政府ノ遺物ナル保安条例ヲ掃蕩スルコトノ出来ナイコトハ、一ハ以テ我帝國ノ体面ヲ瀆シ、一ハ以テ我立憲ノ歴史上悲マナケレバナラヌコト、存ジマス、而シテ我國ノ今日ハ、果シテ如何ナル境遇ニ立至ツテ居ルデアリマセウカ……、遠カラズ

吾国ハ東洋ノ先進先輩トナリ又東洋ノ盟主トナルト存ジマス、苟モ他国ニ対シ固陋頑迷ヲ打破リ、傲慢ヲ懲シ、後進国ノ模範トナリ、龜鑑トナツテ此後進国ニ向ツテ制度ノ改革ヲ施シ、此後進国ヲシテ進歩文明ニ導カスナラバ須ラク先ツ己ガ自国ヲ改良シ他ニ率先シテ先ツ改良ヲ加ヘナケレバナラヌト云フコトハ勿論デアリマス……、今日迄ノ年来ノ經驗ニ徴シマスト決シテ一国ノ安寧ヲ得ルニアラズシテ、或ル一部分ヲ保護スルノ条例デアアル、則チ政府ノ政策ニ反対スルモノヲむやみに一モ二モナク追放シタ……此条例ハ政府ニ取ツテハ誦ムデ字ノ如ク保安条例デアリマセウ、併ナガラ是ヲ吾人ガ眼カラ觀察ヲ下シマスレバ却テ危険極マル条例デアルト断言<sup>(40)</sup>する。

次に自由党野口駁も「毎年現ル、所ノ廃止案デアツテ見マズレバ則チ是ハ天下ノ輿論デアル……、然ルニ政府ハ輿論ニ反シテモ尚ホ斯ノ如キ不都合ナル所ノ保安条例ヲ保存」するのは不徳義極まると政府の姿勢をせめた。例の法制局長官末松謙澄が登壇し駁論して、「先刻發議者ノ言ハレタノニ政府ハやたら無性ニ幾度モ適用シタカノ如クニ述ベラレマシタケレドモ、是ハ大ニ事實ガ違ツテ居ルコトデアリマス、或時ニハ議員諸君ヲ保護スルガタメニ適用サレ、議員諸君モ大ニ喜ムダコトガアルデハナイカ、一国ノ治安ヲ保ツガタメニ秘密結社ヲ禁止スルガ如キハ最も必要ナル簡条デアアルノデアアル、而シテ保安条例ヲ除クノ外我法律ニ於テ秘密結社ヲ禁ズルノ手段ハナイ……、果シテ戦後ニ至ツテ日本ノ時勢ノ如何ニナルト云フコトハ予メトスルコトハ出来ナイノデアリマス、随分之ガタメニハ他ノ一方カラ見マシタナラバ戦後人心激昂ノ場合ガ生ジナイト云フコトモ言ハレナイ」云々。衆議院は、今回も即日可決をしたのである。<sup>(40)</sup>

貴族院は一月一四日に第一読会を開いた。議案の朗読後まず例の安藤則命が衆議院での政府委員の演説には疑問があるとしたので、末松法制局長官は衆議院の場合と同じように秘密結社に対する制裁は保安条例にしかないとのべた後「或ル場合ニ於キマシテハ色々ナ秘密ノコトヲ企テルト云フ様ナルコトガアリマシタ時分ニ未ダ其事ガ刑法ノ処為ニ依ツテ直ニ罰スルコトガ出来ナイ……其場合ニ於キマシテモ事實ハ已ニ国家ノ治安上其他ニ於テ、十分ノ取締ヲ必要トスルコトガアリマス……保安条例ノ中ニ於キマシテ唯一ノ退去トカ云フノミデナク是レニハ段々簡条モアルコトデアリマシテ、秘密結社ノ如キハ余程重キヲ置カナケレバナラヌコト」であると力説した。

続いて安藤が持論の「行政警察官ノ精神ガ即チ保安条例デアルト考ヘル、保安条例ノ如キモノヲ行ハズト宜イト考ヘテ居リマス……行政警察官ノ精神ヲ以テ秘密結社デモ何デモ無形ノ事ニ係ルコトハ随分取調ガ出来ル」ではないかと政府委員に廃止論をくり返した。それに対して末松が、「行政警察權ト申スモノハ随分其施行ノ範圍ハ広イ……随分大概ノコトハ出来ルカモ知レマセヌ、併ナガラ愈々犯罪トナラナイ以上ハ……容易ニ之ヲ警察官ガ勝手ニ……責問スルトカ云フ様ナコトハ出来兼ネル」から法律に明文の禁止規定が必要であると答弁をした。二人のやりとりの後、第四議會、第五議會と同じように廃止法案審査委員の選定が議長に委託されたのである。<sup>(40)</sup>

そして一月二三日、第一読会続会の最初、副委員長男爵榎村正直が委員会の審議について簡単なことだといながら報告したのは、「保安条例ト云フモノハ憲法發布ヨリ以前ニ出来タモノナル故ニ、其儘憲法ニ、少シ憲法ノ趣意ニ違フコトモアラウト云フニ依ツテ、

是レハ廃止スルガ宜シイ、此議案ノ通りニ可決スルガ宜シイト云フ論モ出マシテ、所ガ又何分此時勢ノコトデゴザイマスルカラ、唯今之ヲ廃スト云フ訳ハナイ、其儘是レハ存シテ置クガ宜シイト云フ論ガ出マシテ、其唯二ツノ論ギリデゴザイマシテ、決ヲ採リマシタラバ此廃止法案ハ否決スベキモノト云フ方ヘ多数ニナリマシタ……<sup>65)</sup>」

内相野村靖が存続論をのべた。「行政上将来ニ於キマシテ我ニ於キマシテハ、即チ積極若クハ消極事業ハ益々取ツテ参ラヌケレバナラヌ時期ニ際シテ居ル……、軽躁浮薄少年血氣ノ徒ノ起リマシテ其一般ノ人心激昂ニ際シテ過激ノ挙動ガアルマイトハ保証ヲ致スコトハ出来マセヌ……公共ニ属シマスル直接間接ニ拘リマセズ、公共ニ属シマスル所ノコトハ必ズヤ以後積極消極ニ拘リマセズ事業ヲ為シテ参ル上カラハ、即チ之ヲ發達セシメル所ノ保護ヲ加ヘルハ必要デゴザイマスル……故ニ将来ニ於キマシテ之ヲ廢シマスルト云フコトハ甚ダ秩序ヲ保チマスル上ニ於テ或ハ差障リヲ致スコトト信用致シマスル故ニ、何卒廃止ノコトハナイ様ニ偏ニ希望」したのである。<sup>66)</sup>

次に子爵谷干城が登壇して今回も憲法論。「憲法ノ二十三條ニハ何トアリマスルカ、日本臣民ハ法律ニ依ルニアラズシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシト明ニ斯ウ出テ居ル、……憲法ニ明記サレテアルモノヲ其前ニ出タル所ノ極刺薄ナル行政処分ヲ以テ有事無事ニ人ヲ引ツ捕ラマヘ人ヲ叩出スト云フモノ」を存置するのは道理か、「現ニ是レハ憲法ニ悖ツテ居ルモノデアアル」から廃止するべきだ。末松委員が答弁して、「成ル程法律ニ依ラザレバ逮捕監禁ハ出来ナイノデアアル、退去ヲ命ズルト云フコトハ直ニ之ヲ逮捕監禁スルト云フ

コトトハ、大ニ意味ガ違フト存ズルノデゴザイマス、勿論此條例ニ依ツテ退去ヲ命ジマシテ而シテ其命令ニ從ハザルトキハ禁錮ニ処スルト云フコトニナツテ居リマス、斯ノ如キコトハ他ニモ段々アル、或ル行政官ガ或ル事ヲシテ夫レニ從ハザルトキハ斯ウ云フ処罰ヲスルト云フコトハ随分アリマスル」として憲法違反ではないとしたので、再び谷がくり返して、「抑々憲法ニ於キマシテハ臣民ニ訴権ヲ許シテ居ル、枉ゲラレタコトガアレバ訴ヘルコトガ出来ル……所ガ此保安條例ハドウデアリマスルカ、私ハドウモ決シテ逐ハルベキモノデアアリマセヌト云ウテ……訴ハ聞カナイ、有事無事言ハズニ逐出シテ夫レヲ拒メバ必ズ牢ニ入レル、裁判所ニ訴ヘルコトハ出来ナイ」としたので対して末松、「総テノ行政処分ノ如キモノ何事ヲモ尽ク異存ヲ申立ツルコトガ出来ルト云フ憲法ノ明文ハ決シテナイ」と反論。<sup>67)</sup>

続いてまた安藤が一つ覺えをくり返した。「抑々保安條例ハ実地取締ニ附キ有害無益ナル條例ト私ハ認メテ居マスル、殊ニ此條例ニ對シテ行政警察官ノ精神ニ付テ大關係ガアリマスル甚ダ不都合ナ廉タガ見エマスル、又人民ヲ保護スル警察官トシテ、人民ノ思想ニ立入ツテ唯想像バカリヲ以テ之ヲ拘引致シマシテ其上一言ノ取調ナク直ニ之ニ輕重ノ罪ヲ加ヘ速ニ退去ヲ致シマス條例デアリマスルカラ実ニ不法ノ義ト私ハ信ジテ居マス……憲法ノ精神ニ反シタル、立憲政治ノ体面ヲ辱シムル不法ナル保安條例」である。その規定の事柄はすべて警察の尽すべき本職であるし、四条の退去者の標準に不祥不吉の文句を永久保存して、比類をみない悪法だと論難した。<sup>68)</sup> 終りに氏名点呼をした結果は、出席総数一六四人中、廃止法案を可とする議員は五七、否とする議員一〇七、否決されたのである。<sup>69)</sup>

## 第九議會治安警察法案 (二) (新井 勉)

- (1) 「帝國議會貴族院議事速記録」第四議會一一〇頁、「帝國議會貴族院議事速記録」第八議會一〇七頁。
- (2) 「帝國議會衆議院議事速記録」第一議會一六一頁、「帝國議會貴族院議事速記録」第四議會一〇七頁。
- (3) 尾崎三良「尾崎三良自叙略伝」中巻昭和五二年二二〇頁。
- (4) 新聞集成明治編年史編纂会「新聞集成明治編年史」七巻昭和九年五三五頁、明治三年二月三日付東京日々新聞。命令の条項違犯云々の件は明治三二年法律八四号で、その改廃法案は第一、第三、第六、第八議會で衆議院議員より提出され、不成立。
- (5) 衆議院參議院、議會制度七十年史一卷「帝國議會議案等件名録」昭和三年一六〇頁、四八三頁以下。
- (6) 衆議院參議院、議會制度七十年史六巻「政党内閣編」昭和三年。
- (7) 前掲政党内閣編二五〇頁。
- (8) 前掲帝國議會議案件名録付表二頁。
- (9) 「帝國議會衆議院議事速記録」第一議會七八頁。所屬は前掲政党内閣編による。第二議會以降、廃止法案の提出と提出者の所屬について一々付註するのを省略する。
- (10) 前掲衆議院速記録第一議會一六三頁。
- (11) 前掲衆議院速記録第一議會一六一頁。
- (12) 前掲衆議院速記録第一議會一六三頁。
- (13) 前掲衆議院速記録第一議會二二四頁。
- (14) 前掲衆議院速記録第一議會三六六頁。
- (15) 前掲衆議院速記録第一議會三六七頁以下。前掲「新聞集成明治編年史」八巻昭和九年一一三頁、明治四年一月一日付東京日々新聞、同日付読売新聞参照。
- (16) 「帝國議會貴族院議事速記録」第一議會七二二頁、七二五頁以下で、閉会の後議長が演説して「憲法ノ生活ノ上ニ付テハ已ニ諸君ガ憲法ノ下ニ在ツテ十分ナル誠心ヲ竭クサレテ此憲法ノ柱楯トナラレタ」と讚えた。
- (17) 「帝國議會衆議院議事速記録」第二議會五〇頁。
- (18) 前掲衆議院速記録第二議會五一頁。
- (19) 前掲衆議院速記録第二議會五一頁。
- (20) 「帝國議會貴族院議事速記録」第二議會九四頁以下。
- (21) 「帝國議會衆議院議事速記録」第三議會一六一頁。野口と加藤の二人は、埼玉選出議員という共通項がある。
- (22) 前掲衆議院速記録第三議會二二三頁。
- (23) 前掲衆議院速記録第三議會二二三頁。
- (24) 前掲衆議院速記録第三議會二二六頁。伊藤博文關係文書研究会、伊藤博文關係文書二巻昭和四九年二〇九頁伊東巳代治は伊藤樞府議長にあて、政府は「多少の責任ハ免かれざる儀と被存候事情有之候」とかいた。
- (25) 前掲衆議院速記録第三議會二二八頁。
- (26) 前掲衆議院速記録第三議會二二七頁、二二九頁、「帝國議會貴族院議事速記録」第三議會一九三頁、三二三頁。
- (27) 「帝國議會衆議院議事速記録」第四議會六頁。
- (28) 前掲衆議院速記録第四議會一八九頁。
- (29) 前掲衆議院速記録第四議會一九〇頁。
- (30) 前掲衆議院速記録第四議會一九一頁。
- (31) 「帝國議會貴族院議事速記録」第四議會五六頁。
- (32) 前掲衆議院速記録第四議會一〇四頁。
- (33) 前掲衆議院速記録第四議會一〇五頁。
- (34) 前掲衆議院速記録第四議會一〇七頁。
- (35) 前掲衆議院速記録第四議會一一〇頁。
- (36) 前掲衆議院速記録第四議會一一〇頁、一一三頁。
- (37) 前掲衆議院速記録第四議會一〇九頁。
- (38) 穂積陳重「法窓夜話」岩波文庫昭和五四年四二頁。
- (39) 前掲衆議院速記録第四議會一一二頁。
- (40) 前掲衆議院速記録第四議會一一四頁。

- (41) 「帝国議会衆議院議事速記録」第五議會九四頁。  
 (42) 前掲衆議院速記録第五議會九五頁。  
 (43) 「帝国議会貴族院議事速記録」第五議會七六頁。  
 (44) 前掲貴族院速記録第五議會七六頁以下。  
 (45) 「帝国議会衆議院議事速記録」第六議會三頁、廃止法案の提出の記事がみえるだけである。同議会では、議員提出の法案はすべて不成立。  
 (46) 「帝国議会衆議院議事速記録」第七議會、「帝国議会貴族院議事速記録」第七議會、前掲帝国議會議案件名録付表二頁。  
 (47) 「帝国議会衆議院議事速記録」第八議會一―三頁、四六頁。  
 (48) 前掲衆議院速記録第八議會四六―七頁。  
 (49) 「帝国議会貴族院議事速記録」第八議會四五―六頁。  
 (50) 前掲貴族院速記録第八議會四七―八頁。  
 (51) 前掲貴族院速記録第八議會一〇一頁。  
 (52) 前掲貴族院速記録第八議會一〇一―二頁。  
 (53) 前掲貴族院速記録第八議會一〇二頁以下。  
 (54) 前掲貴族院速記録第八議會一〇七―八頁。  
 (55) 前掲貴族院速記録第八議會一〇九頁。なお「帝国議会貴族院議事速記録」第一二議會一七九―八〇頁、明治三十一年六月四日の廃止法案第一読会では、出席一九五人、可とする議員一〇六、否とする議員八九で、その日に可決したのである。